

平成 21 年度ラムサール条約湿地候補地検討会（第 1 回）

議 事 概 要

日時：平成 22 年 2 月 2 日（火）14:00～16:00

場所：中央区 NPO・ボランティア団体交流サロン会議室
（東京都中央区日本橋小伝馬町 5-1 十思スクエア 2 階）

出席者

<委員>

呉地 正行	日本雁を保護する会 会長
小林 聡史	釧路公立大学経済学部 教授 （ご欠席）
新庄 久志	釧路国際ウェットランドセンター 主任技術委員
鈴木 孝男	東北大学大学院生命科学研究科 助教
辻井 達一	財団法人 北海道環境財団 理事長
中須賀 常雄	元琉球大学農学部 教授
林 正美	埼玉大学教育学部 教授
細谷 和海	近畿大学農学部 教授
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授

<環境省>

西山 理行	自然環境局野生生物課 課長補佐
中山 直樹	自然環境局野生生物課 登録調査係長
西野 雄一	自然環境局野生生物課 計画係長
浅津 智一	自然環境局野生生物課 計画係

<事務局>

佐々木 美貴	日本国際湿地保全連合 事務局長
中川 雅博	日本国際湿地保全連合 研究員
小畑 知未	日本国際湿地保全連合
横井 謙一	日本国際湿地保全連合

3. 議事概要

(1) 本検討会の位置づけについて

- ・本検討会は、主に科学的見地から国際基準に応じた候補地の検討を行う場とするが、それ以外に関する意見についてもとりまとめる。

(2) ラムサール条約湿地の要件（国際基準）について

- ・前回の選定手順について次回見直しを行う。
- ・国際基準1については小規模な湿地についても取り上げられるように検討するべき。

(3) 新たな国際基準9および水田決議について

- ・国際基準1～9と水田決議との関わりについて、水田決議は基準ではないが基準を満たす水田を積極的に登録する方向で検討する。
- ・既存の条約湿地37箇所のうち15箇所は周辺に水田が存在している。
- ・水田は湖沼の緩衝地帯の役割を持っているため、保全上これらを含めた一括した管理が望ましい。
- ・水域ネットワークを意識した考え方を一般にも啓蒙していくことが重要である。
- ・水田の場合は管理が必要であり、そのような人間の関わり（賢明な利用）を継続できるような施策も並行して考える必要がある。

(4) その他

- ・現状では国の保護区に指定することが必要となっているが、その要件を満たすのはハードルが高い。登録湿地を増やすためには県の条例などで対応できないのか。規制だけでなく賢明な利用も含めた条例でもって管理できれば、地域はもっと活性化すると思われる。

→事務局：法的担保を得たうえで、日本政府がラムサール条約湿地の登録を行うということは、対象湿地のマイナスの環境異変に対して場合によっては国が対策することを意味する。

- ・ラムサール条約に登録された場合に、条約湿地への登録が、その地域にとってプラスになれば住民の合意が得られやすい。
- ・ラムサール登録湿地になったが、管理が不十分な湿地がある。よって、新規の候補地を検討することと同時に、既存の登録湿地について管理方法を見直すことも重要である。
- ・日本の『重要湿地500』についても見直す必要がある。